会 議 録

1 会議名

平成30年度第10回吉川区地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
 - ・協議事項(公開)
 - (1) 平成31年度地域活動支援事業吉川区採択方針(項目別方針案)について
 - (2) 部会検討事項等について
 - •報告事項(公開)
 - (1) 上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について
 - (2) 上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部改正について
 - (3) 上越市吉川緑地等利用施設条例の一部改正について
 - (4) 事務事業評価の実施について
- 3 開催日時

平成31年1月24日(木)午後6時30分から午後8時19分まで

4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

- 7 出席した者 (傍聴人を除く。)氏名 (敬称略)
 - · 委 員:五十嵐豊、上野康博、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、片桐雄二、 加藤正子、佐藤 均、関澤義男、中村正三、山岸晃一、横田弘美
 - ・事務局:小林所長、大場次長(総務・地域振興グループ長兼務)、市民生活・福祉グループ小池グループ長(教育文化グループ長兼務、以下グループ長はG長と表記)、総務・地域振興グループ南雲班長、保高班長、柿崎区総合事務所産業グループ玉井班長(以下「柿崎区玉井班長」と表記)
- 8 発言の内容

【大場次長】

会議の開会を宣言。

- ・委員12人の出席を報告。
- ・欠席者は平山英範委員、山越英隆委員。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上 の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・会議録の確認: 片桐雄二会長

【片桐雄二会長】

• 挨拶

【大場次長】

・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定に より、会長が議長を務める。

【片桐雄二会長】

- ・ 当日の次第の確認
- ・関連する報告事項の整理
- ・次第の3、報告事項に移る。次第では、最初に会長報告をすべきところだが、本日は、上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について、上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部改正について、上越市吉川緑地等利用施設条例の一部改正について、以上、3件の条例改正について報告するため、柿崎区玉井班長が来ているので、そちらを先に報告願いたい。

【柿崎区玉井班長】

(報告資料No.1 からNo.3 に基づいて説明)

【片桐雄二会長】

・委員の質問を求める。

【片桐利男委員】

- ・主に消費税の引き上げに伴う上限額の改定という説明だった。その中で、ゆったり の郷と遊ランドとの違いは入湯税の有無ということだった。
- ・ゆったりの郷の浴場は現行が620円だが、実際に施設で支払うのは600円だ。 増税分の値上げということなら改正後の800円というのは少々、便乗値上げのよ うな印象だ。どうして800円になるのか疑問である。取り敢えず800円にして おいて、あとは指定管理者が決めるのだから良いということなのか。
- もしそうなら非常に危険な考え方で、いつでも値上げできるということになる。説明してほしい。

【柿崎区玉井班長】

- ・説明したとおり、ゆったりの郷は入湯税を徴取する施設で、このような施設の入湯 税を含めた最低額が550円になっている。
- ・そこに、サウナや露天風呂、複数ある内湯など付加価値となる施設ごとに加算をする。加算を積み上げた金額が800円になる。施設の充実度に対して加算した結果、 ゆったりの郷では800円を上限額にさせていただいた。
- ・ 先程も説明したが、運用する際の金額は指定管理者が立案し、市と協議した上で決定する。ご利用いただく際の金額は、その後に決まることになる。

【片桐利男委員】

- ・変な話だ。先程の説明では、入湯税が掛かるか掛からないかという話だった。
- ・遊ランドでは、現行の利用料は420円、ゆったりの郷では620円。変な話と思うのは、この段階で既に、その他の施設があることを加味して料金を設定したものと思う。それなのに、なぜ今、そういう施設の分を加算することになったのか。以前から、付加価値部分の施設は含まれていたではないか。

【柿崎区玉井班長】

・説明したとおり、これまでの金額は合併前の町村がそれぞれに決めた料金を踏襲していた。今回、初めて、施設の内容ごとに加算していく形を採った。

【片桐利男委員】

・少々、乱暴な言い方になるが、今の話だとこれまでのことは知らないよという考え 方で始まったということか。今までのことは知らないけれど、今度はこうしたのだ、 ということか。

【小林所長】

- ・これまでは、それぞれの施設の生い立ちやその施設の整備目的などから、料金もそ の施設が建てられた時点のものが考慮されてきた。
- ・総合計画で施設の見直しや今後の在り方の協議を進める中で、類似施設において余りにも基準が統一されていないことを踏まえて、今回、一定の基準で各施設を見た時に、当然、その料金が設定される際にその客層や生い立ち、立地条件等でいろいるな考え方があったであろうものを、一定の目線で、施設の整備状況を基にした加点によって、一応の基準を設けたものとご理解いただきたい。

【片桐利男委員】

・そうするとゆったりの郷の上限額の800円、遊ランドの450円は、いろいろな

付帯施設の加算をした結果、こういう金額になったということと思う。

- ・それらの要素をすべて含めた結果が今の説明の金額だと思う。そうすると遊ランド の450円に対して、ゆったりの郷が800円だから、サウナや外湯がある等のこ とだけで相当な差になってしまっている。
- ・これらについては将来、遊ランドで浴室にちょっとした外湯を作ったりしたら、あらためて市と協議した中で料金が改定されるということか。

【柿崎区玉井班長】

・ 今は外湯がないが、そういう施設が造られれば加味して上限額が変わってくること になる。

【片桐利男委員】

- ・ゆったりの郷の改定額については、注意深く金額を見ていきたい。それによって、 私も出るところに出ることになるかも知れない。
- ・もう一つ、確認だ。緑地等利用施設条例の改正に関してだが、先月の地域協議会で この施設は休止するとの説明を受けた。その時に、休止中に利用するにはどうした ら良いかと質問したところ、自己責任で使ってほしいとの返答だった。施設は休止 しているが、条例は改正するとの解釈で良いのか。

【柿崎区玉井班長】

・施設は廃止ではなく休止なので、条例はそのまま設置されていて、改正される。

【片桐利男委員】

了解した。

【柿崎区玉井班長】

・一つ、補足したい。ゆったりの郷に関して、施設の充実度にかかる説明をしたが、 立地条件も加味してあるのでお含みいただきたい。

【関澤委員】

- ・料金表からはシニアパスポートにかかる料金が分からないが、シニアパスポートで の料金は別に報告されるのか。それともシニアパスポートが廃止されるのか。
- ・市は高齢の利用者に対して、どう考えているのか。

【小林所長】

- ・シニアパスポートや子どもたちに関連する割引サービスは別途に考えている。
- ・本日の報告はあくまで施設の利用料金面での説明であり、それに対して支援を追加 していく部分での話は、別の機会に報告できる内容と思っている。

・今回は消費税の改正或いは施設間で料金体系や算出基準を統一することに伴って、 条例上における各施設の料金の上限を改定するものなので、ご理解いただきたい。

【関澤委員】

・これから上越市は人口減少でどんどん人が少なくなって、高齢者が元気でいなければいけなくなる。風呂でも入って、少しでも長生きしてもらって、地域の活性化に繋げるという意味合いから、是非、シニアパスポートは続けていただきたい。これは個人的な希望だが、今後も検討していただくようお願いしたい。

【山岸副会長】

- ・要望したい。上限の価格を統一的に決めたことに対しては理解したが、元々の料金 設定の際には、その場所により多くの人が集まるようにとの思いがあったと思う。
- ・上限が一律になったから、ここまで値上げしても良いのだということでなく、もっと地元の地域に寄り添った価格設定をしてもらえるよう望みたい。是非、指定管理者に伝えてほしい。

【薄波委員】

・説明にあったようにサウナや露天風呂など施設の内容ごとの環境の差があるものと 思う。上限を一律の金額で指定するのではなく、利用する、利用しないによって幅 を広げるような価格設定をすれば、入る人も入り易くなると思う。考慮してほしい。

【片桐雄二会長】

- ・要望として理解した。
- ・条例の一部改正の報告であって、10月からはこの内容に変わるとのことだ。皆さんからお声もあったので、考慮できるものは考慮してもらうよう希望する。
- ・実際の料金は、施設の状況を見て指定管理者が決めるとのことなので、この金額に なるかははっきりしない。消費税の増税に関しても流動的だ。
- ・他に発言がなければ、条例の一部改正にかかる報告は以上としたい。説明していた だいた柿崎区玉井班長はこれで中座するとのことだ。委員の皆さんはご了解いただ きたい。

(柿崎区玉井班長が中座)

- ・次に会長報告だが、今回、私からは報告はない。
- ・委員の皆さんから報告があれば、お願いしたい。

【片桐利男委員】

・会長に聞きたいのだが、先日、新聞の記事に、ある表彰を受けた団体の皆さんと一

緒に写真に納まっておられたが、どういう立場で入っておられたのか。

【片桐雄二会長】

・私は青少年育成会議の副会長もしているので、その立場でのものだ。

【片桐利男委員】

了解した。

【片桐雄二会長】

・他に委員からの報告がなければ、事務局からの報告をお願いしたい。

【大場次長】

(事務事業評価の実施について、報告資料No.4を基に報告)

【片桐雄二会長】

・事務局からの報告に対し、質問等はないか。

【片桐利男委員】

・項目の3番目の「評価の手順」の中に、基本計画に基づく42の基本政策を構成する106の「施策の柱」と書かれている。この事務事業評価の中に、総合事務所の皆さんの意見をお聞きし、反映することができるような内容は含まれるのか。それとも、総合事務所の意見は全く聞かないという状況なのか。

【大場次長】

・説明したように、事業の所管課が事業評価をするので、区に関連する内容に関して は、照会と報告のやりとりがあった。

【片桐利男委員】

・こう言うのも、次のページの見直し例の中にも地域に関わる内容がたくさんあると 思う。例えば1番下の「子育て、教育関連事業の拡充」などは、総合事務所の皆さ んでなければ実際に直接的な意見や考え方を感じることが少ないと思われる。だか ら質問したのだが、その辺はどうなのか。

【大場次長】

・子育てや教育の関連事業には木田庁舎の職員も合併前上越市のエリアに関係しているし、私どもも区のエリアで関係しているので、お互いに情報共有をしながら進めている。

【片桐雄二会長】

- ・他に発言はないか。なければ、次の協議事項に移りたい。
- ・(1) 平成31年度地域活動支援事業吉川区採択方針(項目別方針案)について、協議

する。先日、二度目の採択方針検討委員会を開いて、概ね内容を決めたので、事務 局から説明願いたい。

【事務局(保高班長)】

- ・平成30年12月13日(木)と31年1月17日(木)の2回、採択方針検討委員会を開催した。
- ・今年度の採択審査以降に認識した吉川区採択方針の課題に加え、夏に行った地域活動支援事業の検討・検証の作業及びこの結果を受けて会長会議で説明された内容を踏まえて課題を抽出し、検討委員会で検討した。その結果、項目ごとに方向性を出していただいたのが協議資料No.1の内容だ。
- ・条文化されていないだけで、検討委員会での検討結果はそのまま検討委員会による 提案である。今後はこの内容を基に条文化するので、本日は全委員で全項目の方向 性を確認し、必要な議論を行っていただきたい。

(以下、協議資料№1を基に説明。)

- ・この場で決めていただいた結果を基に条文化して、来月の地域協議会に新しい採択 方針を提案する段取りなので、その材料として項目ごとの方向性を固めていただく よう、十分な議論をお願いしたい。
- ・補足だが、条文化した採択方針を作成後、3回目の検討委員会を招集し、内容を検 討していただく予定だ。そして、その成果である採択方針案が、次回の地域協議会 の協議事項になる。

【片桐雄二会長】

- ・資料は事前に配布されており、皆さんも目を通していただいたと思う。
- ・事務局はこれまでの採択方針に対して変更された内容を中心に説明し、変更されず 現行どおりとする内容の説明を省略したが、最初に検討委員会が現行どおりにする と話し合った内容に関して、皆さんに了解してもらえるかを確認したい。
- ・異論はないか。発言がないようなので、異論がなくご了解いただいたものとして次 に進めさせていただく。
- ・次に、事務局が説明した箇所で、内容が分からないものなどはないか。

【関澤委員】

・2番目の項目では他に補助事業がある場合に、地域活動支援事業への提案を認める かという課題が出ているが、県、市などの補助事業に準じて地域活動支援事業に提 案した場合に、重複して補助を受けられるということか。

【片桐雄二会長】

・これは、他に類似する補助事業がある場合には、事務局が提案者にそちらの補助事業での申請を促すことで、原則として地域活動支援事業での受付けをしないというのが基本的な姿勢になる。

【関澤委員】

- ・そういう意味か。国などの事業を受けた場合に不足する金額を地域活動支援事業で 重複して提案して、受け取ることは不可能だということか。思い違いをしていた。
- ・この案は、検討委員会が協議した内容だから文句を付けるなということではないのだろう。ならばこれまで100万円にしていた補助上限額を70万円に落とした理由を説明してほしい。より多くの提案を採択するためにそうしたのか。100万円掛かる事業は今後、提案できなくなるとか、いろいろな面で問題が出てくるはずだ。

【片桐雄二会長】

- ・そのことに関しては、関澤委員の質問の言葉にもあったとおりだ。今後は高得点を 得た事業から順に採択することにした場合、上位に100万円の事業が4つか5つ 並んだだけで区の配分額をほとんど使い果たしてしまう。だから、上限額をある程 度に下げないといけない。
- ・今まで、中には100万円の事業を行うために100万円を交付してほしいという 事業もあった。だから、基本的に上限額を少し下げた方が良いと考えている。しか し、例外の取扱いは今後、皆さんで協議していきたい。
- ・とはいえ、上限額が70万円であることを告知すれば、提案者は基本的に70万円 の事業を提案してくると期待している。70万円に下げた理由はより多くの提案を 採択したい思いからだ。

【関澤委員】

- ・上限ということで原則なのだから、そこで10万円や20万円オーバーしても良い 訳だ。たくさんの事業を提案してもらうには、上限額をある程度下げたほうが良い との考えと理解した。
- ・一昨日、会議資料が届いたものだから、読んでも理解し切れていない。もう少し、 2月の定例会までにじっくりと頭に入れながら、継続して提案したいが宜しいか。

【片桐雄二会長】

・今日の協議会で皆さんの承認を得られれば、2月8日に検討委員会を開いて、今度 は条文の姿になったものを協議した上で、2月の地域協議会に上程したい。

- ・次の地域協議会はそれを最終確認してもらう機会になる。募集、告知の時期を考えたら、2月の地域協議会は最終確認を行う時期だ。
- ・読み込んで、どうしてもこの部分が気になるということなら、検討委員会までに個別に事務局に提出いただいて、それを含めて検討委員会で検討したい。

【事務局(保高班長)】

- ・会長から2月8日という期日が示された。確かにこの会議の直前に会長からそうした提案があり、一部の検討委員の都合を聞き始めたのだが、全ての委員の日程調整をする前に開会時間になってしまった。そのため、その期日をまだ承知していない検討委員もあって、検討委員会の開催日は確定していない。
- ・ただ、会長とはその頃に、少なくとも2月4日から始まる週にと話していたのは事 実で、同じ週の前後する期日に検討委員会を開く予定なので、承知願いたい。
- ・私が挙手したのにはもう一つ理由がある。関澤委員の発言にあったとおり、補助金 額の上限は原則なのだが、皆さんにお含みいただきたいことがある。
- ・原則だから、例外が存在すると事務局でも承知しており、そこに異論はない。しかし例えば、得点上位の事業を70万円超の金額でどんどん採択してしまうと、下の順位で採択できる事業の数が減ってしまう。検討委員会が上限額を70万円に下げると提案している理由が、広く、より多くの提案を採択したいとの趣旨であるのに、例外、例外というように認めてしまっては、いくつも採択しないうちに予算がなくなるので、そのことをお含みいただいて、本日の判断をしてほしい。
- ・例外があって良いものの、例外をたくさん認めるべきではないと思う。
- ・もちろん、個別の提案に対して例外を認めるかどうかは、審査の段階での判断で構 わない。

【片桐利夫委員】

- ・項目の8番目。複数年の提案に関する項目だが、3年というのは3年で駄目という 見方もあれば、3年で目途を付けてほしいという見方もあると思う。3年で目途を 付けてほしいところだが、もう少し面倒を見てあげたい事案もあるかも知れない。
- ・3年を超えなければ目途が立ちにくい事業などがあった時に我々、地域協議会がすべきことは、前段にもあったが、国、県、市、その他の団体が設置している他の補助金を探してやることだと思う。
- ・ヒアリングの段階で私たち地域協議会が、こういう制度もあると助言してやるとい うのが、地域協議会としてあるべき姿ではないか。単に縦、横のパズルだけで物事

を判断するのが地域協議会の仕事ではない。各委員で是非、お考えいただきたい。

・もう一点。最後の22番目に「実施団体による事業成果の発表会等の取組は行わない。」とある。頸北地区の地域協議会合同研修会の時にもこの関連の情報交換があって、発表会をしていないのは吉川区だけだった。それなのに何故、そういう状況の中でも発表会の取組を行わないという方向性になったのか、教えてほしい。

【片桐雄二会長】

- ・8番の件は先ほどから説明しているとおり、原則を3年として例外規定を設けることで対応したいと考えている。委員から提案があった他の事業の紹介については、地域協議会が補助事業の斡旋をする立場ではないだろう。行政で各種の補助事業を取りまとめて紹介する体制を整えるようなので、3年目以降に団体が利用できる他の補助事業があれば、そういう動きの中で行政からアドバイスをしていただけるとの見通しで検討を進めてきた。併せて、初年度からでも他の補助事業があればそちらを優先するべきとしているので、そのようにご理解いただきたい。
- ・22番に関しては、各実施団体による事業成果の発表等は募集の段階で行政がそれを求めていないので、我々がそれを突出して求めるのも如何かと思っている。ただ、これまでも事業成果の詳細が不明確だったり、委員が内容を理解し切れていなかったりしたこともあったので、それは事業の確認者である行政側から情報提供してもらうことにし、団体からの発表会は行わないことを話し合った。

【五十嵐委員】

- ・8番の3年を限度とする規定について。3年ということは、今年も来年も再来年もということだと思う。これが3回だとどうなるか検討したか。今年申請があり、1年休んでまた同じ申請が再来年に提案されるとか、こうした回数への見方をどう考えているのかを伺いたい。
- ・もう一点。上限を原則70万円にし、広く採択しようというのは非常に良い考えだと思う。その方法で、上から順に100%で補助してくるのだが、10番には不採択の要件があって、25点満点で13点に満たないものは不採択だと書かれている。そうすると、不採択にはならなかったけれど、補助金がゼロということは有り得るだろう。そこの取り扱いをどうするのか。あくまでそれが出てきた時点で、この協議会で協議するのか。
- ・以上のことが分かったら、教えてほしい。

【片桐雄二会長】

- ・3年という規定に関しては、検討委員会でも回数なのか年数なのかを協議した。質問のとおり、1年休んでまた同じ提案が出た場合のことである。ただ、回数というのは、委員の顔ぶれが変わったりすると過去のものまで把握し切れない可能性がある。自立することが困難な事業で、連続して同じものが提案されるとなれば、基本的には補助の対象から外すべきというのが話し合われた内容である。皆さんとの協議の中で3回にするならそれで良い。検討委員が協議した結果、3年のほうが適当と考えたということだ。
- ・10番の13点未満というのは、5項目を5点満点で採点すると25点が満点なので、半分以上の点数を得られない事業は不採択にしている今までどおりの方法が適当だと話し合った。13点未満を不採択にすれば、その事業は予算が残っていても採択されない。予算の残額で二次募集をするかどうかを協議することになる。

【五十嵐委員】

そうなると、採択対象になっても予算がなくなった場合には協議するということか。

【片桐雄二会長】

そうだ。

【五十嵐委員】

了解した。

【片桐雄二会長】

・3年が良いか3回が良いかは検討委員会でも確かに協議した。皆さんから、やっぱり3回にするべきとの意見が出れば、この場で協議したい。

【関濹委員】

- ・3年に関して、年数を設定する必要はないと思う。というのも、これまで採択した 事業の中にも、5年くらい続けることでようやく素晴らしい成果が出てきた事業も いくつもある。それを3年で打ち切ったのでは、とんぼの尻尾を切り落とすような ものだ。成果に繋がらなければ、無駄な予算をただ捨てるだけになる。
- ・他の区には継続する事業に制限を設けてきた事例がある中、吉川区でこれまでそれ を行わなかったのは、成果が出るまで見守ってきたということ。年数で制限をする べきではない。検討願いたい。

【片桐雄二会長】

・このことに関しては例外規定も設けるべきと考えている。審査の際に、この事業に はまだまだ将来性があるという意見が出れば、協議する余地が残る。

- ・しかし、ある程度の年数を限度とすることになれば、提案者はそれを含んで提案してくると考えている。同じ提案を単に右から左に出してくることがなくなるという期待を込めて、ある程度の年数なり回数を決めたほうが良いと話し合われている。
- ・これが3年なのか3回なのかは皆さんとの協議で決めれば良いが、原則で制限して、 例外規定を設けるという方向でご理解願いたい。
- ・むやみに例外規定を適用すべきでないとの指摘が事務局からもあったが、全てのことに対してこの場で詳細に決めることも難しく、どういう事案が出てくるか分からない。この場で初めから門前払いにするのではなく、ある程度の幅を持たせるためには、例外規定は必要ではないかと考えているので、ご理解いただきたい。
- ・3年なのか3回なのかは3回でも良いと思うが、3回にすると例えば6年前に2回目の取組をしたという場合などはなかなか把握しにくいし、時代も変わればその提案がまた違った成果に繋がることもあるものと思う。連続して3年にすれば3年間で完結するから、その方が判断し易いと考えた。だから、例外規定を付記しながら、3年にしたらどうかと考えている。
- ・皆さんともこの場で協議をしたい。時間も経過しているので意向を確認したい。 8 番の項目については例外規定を設けながら、 3年なり3回で、原則としての制限を設けることで良いか。

【片桐利夫委員】

・先ほどから、事務局、会長ともに例外規定と盛んに口にしている。確かに、どのような内容のものが提案されるかが不明だが、例外、例外というザルをたくさん作らないように注意してほしい。

【片桐雄二会長】

- ・それでは、このことに関しては連続した3年にしておきたい。例外規定の設置には 注意するようにとのことだった。他に皆さんから質問等はないか。
- ・少ないとはいえもう少し時間があるので、後から疑義があれば事務局にご連絡いただき、検討委員会の場で話し合えればと考える。
- ・ご意見がなければ、今日のところはこれで一応の承諾を得たと考えたい。

【事務局(保高班長)】

- ・様々な意見をいただき、また、例外の取り扱いの心配もいただいたので、有り難く 思っている。
- ・最初に説明したとおり、資料に掲載した項目ごとの方向性により条文化の作業を行

- う。確認だが、今日の話し合いの結果、このままの方向性で作業を進めて良いか。
- ・もし反対意見があって、変えるべき箇所があるなら、この場で提案していただき、 協議してほしい。次回、2月の地域協議会では採択方針を完成させないといけない。 次回の場で、ここには反対だとの意見が出てひっくり返るようでは、募集までに間 に合わなくなる。
- ・この場で思い付かない内容に関して、検討委員会までに事務局に情報提供いただく のは構わないが、一旦は、資料のとおりの方向性で作業を進めて良いものか、意思 統一をお願いしたい。

【片桐雄二会長】

- ・確認したい。
- ・2番については、資料に「必要により内規などを定める」と書かれているが、これ は定めないので、今後は削除する。
- ・7番は今後の検討を要するのではなく、「再審査とする」ことで了解いただきたい。
- ・8番は例外規定を設けるとのことなので、事務局で文言を考えてもらってその文言 を追記する。
- ・9番は「上限は、70万円とする」で良い。
- ・1 4番も「採点の詳細は今後の検討を要する」ではなく、「適合する」、「適合しない」 の検討の時に、併せて検討することになったので、この場で詳細は決めないことに なる。
- ・その他の箇所は、資料のとおりで問題ないものと思う。

【事務局(保高班長)】

- ・今の14番に関しては、審査が始まってから採点をゼロ点から5点までにするとか 1点から5点までにするとかを協議する訳にいかないので、審査会が始まる前また は募集が始まる前に決めていただきたい。
- ・この採点方法は採択方針に盛り込むべき内容ではない。採択方針より遅いタイミングで話し合ってもらえれば良い。つまり、今回の協議会で決めなければいけない内容ではないので、次回の地域協議会以降で構わない。

【片桐雄二会長】

- ・採点の範囲は、内規で特別に定めなければゼロ点から5点だと思っている。
- ・「適合する」、「適合しない」を審査する時には各委員の考え方が違うので、適合しないと考える人の採点はゼロ点になると思っている。それに対して「適合すると見な

せ。」、「点数を付けろ。」とは強制できない。市の全体方針ではゼロ点から5点になっていると聞いたので、それを踏襲することで問題ない。

- ・ただ、「適合する」、「適合しない」の判断は、ある程度、全体で協議をして共通認識 を作ってから、その先の採点は各委員の判断に委ねたい。
- ・今日、協議していただいた結論を条文化し、次回の検討委員会を経て2月の地域協議会で皆さんに案を提示したい。
- ・次に、部会検討事項に移りたい。各部会で報告等があれば報告願いたい。

【山岸副会長(安全·安心部会委員)】

- 会議は開いていない。
- ・消防団の見直しも含めて、我々は地域の安全・安心のことを検討してきた。消防団 のあり方というのは住民の大きな関心事であり、早めに情報を提示していただき、 不安が出ないようにしたい。また、有事はいつ起こるか分からない。情報共有を早めに行いたいとお願いして、報告に代えさせていただく。

【上野委員(暮らし・支え合い部会長)】

・特に報告はない。

【関澤委員(次世代担い手部会長)】

・次世代担い手部会も協議が進行中だが、今月は特に報告事項はない。

【片桐利夫委員】

・消防団の関係で先日、上越市消防団の再編成に係る検討会の中間報告が出された。 あれを見ると、首を傾げるようなこともいくつかあるが、十分に参考にしていただき、並行して検討していただきたい。

【片桐雄二会長】

- ・ 先日、 県からも詳細な防災マップが出たように聞いている。 それらも参考にご検討 いただきたい。
- ・消防団に関する文書質問の内容は、現在も精査しているので、それが示された時に 部会などで検討いただいた上、提示させていただきたい。
- ・次に移る。総合事務居からの諸連絡だが、事務局から連絡はないか。

【大場次長】

・本日は、連絡事項はない。

【片桐雄二会長】

その他に移る。次回の地域協議会の会議日程だが、事務局から説明はあるか。

【事務局(保高班長)】

・定例にしている第3木曜日に当たるのは2月21日なので、この日を中心に皆さん で協議してほしい。

【片桐雄二会長】

・2月21日、18時30分からで皆さんの都合に問題がなければ、この日時で開催 することに決定する。

(会場から反対意見なし。)

【片桐雄二会長】

・検討委員会の日程は事務局から調整してもらいたい。

【事務局(保高班長)】

- ・検討委員会は検討委員6人の間で日程調整すれば良いのだが、発言もあったので、 この流れの中で日程を決めていただけるならお願いしたい。
- ・閉会後にすぐ、検討委員が会長の周りに集まって決めるのでも構わない。会長の会 議進行に任せたい。

【片桐雄二会長】

- ・では後者で。一旦、会議を閉会してから行いたい。
- ・他に発言等がなければ、これで第10回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

Ta: 0 2 5 - 5 4 8 - 2 3 1 1 (内線 2 1 1)

E-mail:yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。